

議員報酬等調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり議員報酬等調査特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 議員報酬等調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第5条
- 3 目 的 議員報酬等の調査研究
- 4 委員の定数 議長を除く18人
- 5 委員の任期 調査終了まで
- 6 調査期限 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。